相談・苦情への対応の流れ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

相談・苦情

相談・苦情窓口担当者

事実関係の確認

加害者とされる者からの

ヒアリング

相談者からの　ヒアリング

同僚など第三者からの

ヒアリング

・雇用管理上の措置

（配置転換、不利益回復やメンタルヘルスケア、当事者間の関係改善援助等）

・相談者への説明

・就業規則に基づく加害者への制裁

（譴責、出勤停止、懲戒解雇等）

・職場環境の見直しと再発防止策の徹底

・職場環境の見直しと防止策の徹底

・相談者への説明

・当事者間の関係改善の援助

会社の対応を検討

事実が確認できない

事実確認がされた